

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十二号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「行政改革・ICT局長」を「行政・デジタル改革局長」に改め、「契約局長」の下に「、県民共生局長」を加える。

第四十条の四中「、埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）第五条に規定する病院事業管理者」を削る。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

第五十四条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第八十五条中「書面」を「書類」に改める。

第九十七条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第九号までを三号ずつ繰り上げる。

第一百九条の三第七項中「の末尾に同項の納付者に記名押印させ、これ」を削る。

第二百十条の七第三項中「の末尾に同条の納付者に記名押印させ、これ」を削る。

第一百七十六条第一項中「押印する」を「決裁する」に、「行なう」を「行う」に改める。

第一百九十八条第二項中「書面」を「書類」に改める。

第二百九条第二項の表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、総合教育センター江南支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（川越特別支援学校、大宮北特別支援学校、草加かがやき特別支援学校及びけやき特別支援学校を除く。）、警察署及び警察学校を除く。）の項中「大宮北特別支援学校」の下に「、越谷西特別支援学校」を加え、同条第七項中「（県営競技事務所の分任出納員については、知事が別に定める分任出納員に限る。）」を削る。

第二百十一条第一項中「記載し、かつ、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者がこれを連署しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第二百十二条第二項を削る。

第二百三十二条ただし書中「場合」の下に「その他知事が別に定める場合」を加

える。

別表第一を次のように改める。

別表第二の備考2中「、委託料（場外車券売場の管理運営に要する経費のうち、資金前渡するものに限る。）」を削る。

様式第一号中「罫」を削る。

様式第十八号（十二）を次のように改める。

様式第18号（12） 削除

様式第二十一号（二十六）から様式第二十一号（二十八）までを次のように改める。

様式第21号（26）から様式第21号（28）まで 削除

様式第二十四号（一）及び様式第二十四号（二）中「㊦」を削る。

様式第二十七号（一）及び様式第二十七号（二）中「あて先」を「宛先」と改め

「㊦」を削る。

様式第二十九号（一）中 「主幹（次長） 審査長（ ）」を「主幹（担当部長）（ ）

主 査（担当課長）」と「出納受付印」を「出納受付」と改める。

様式第二十九号（二）中 「決裁権者印」を「決裁権者」とし、「出納受

付印 更正者印」を「出納受付 更正者」と改める。

様式第二十九号（三）中 「主幹（次長） 審査長（ ）」を「主幹（担当部長）（

主 査（担当課長）」と「出納受付印」を「出納受付」と改める。

様式第二十九号（四）中 「決裁権者印」を「決裁権者」とし、「出納受

付印 更正者印」を「出納受付 更正者」と改める。

様式第三十二号（一）及び様式第三十二号（三）中 「主幹（次長） 審査長（ ）」を「主幹（

幹 部長） 主 査（担当課長）」と「出納受付印」を「出納受付」と改める。

様式第三十三号（一）中 「主幹（次長） 審査長（ ）」を「主幹（担当部長） 審査長（ ）

正 部」を「主幹（次長）」と改める。

様式第三十三号（一）中 「支出命令権者印」を「支出命令権者」と改める。

様式第二十三号 (三) 中 「主幹 (次長) 主査 (課長)」 や 「主幹 (担当部長) 主査 (担当課長)」 の 「出

納受付印」 や 「出納受付」 の場合。

様式第二十三号 (四) 中 「支出命令権者印」 や 「支出命令権者」 の場合。

様式第二十三号 (五) 中 「主幹 (次長) 主査 (課長)」 や 「主幹 (担当部長) 主査 (担当課長)」 の 「出

納受付印」 や 「出納受付」 の場合。

様式第二十三号 (六) 中 「支出命令権者印」 や 「支出命令権者」 の場合。

様式第二十三号 (七) 中 「主幹 (次長) 主査 (課長)」 や 「主幹 (担当部長) 主査 (担当課長)」 の 「出

納受付印」 や 「出納受付」 の場合。

様式第二十三号 (八) 中 「支出命令権者印」 や 「支出命令権者」 の場合。

様式第三十八号 (一) 中 「印」を距ら、同様式の備考を次のように定める。

備考 1 検査員の氏名は自署すること。

2 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

3 この様式により難しいものにあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第三十八号 (二) 中 「印」を距ら、同様式の備考を次のように定める。

備考 1 検査員の氏名は自署すること。

2 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

3 この様式により難しいものにあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第三十八号 (三) 中 「印」を距ら、同様式の備考を次のように定める。

備考 1 検査員の氏名は自署すること。

2 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

3 この様式により難しいものにあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第四十五号 (一) 中 「主幹 (主課長) 査 (主幹 (主課長) 主課長) 主幹 (主課長) 主課長) 」 を 「出納受付印」 を 「出納受付」 に改める。

様式第四十五号 (二) 中 「支出命令権者印」 を 「支出命令権者」 に改める。

様式第四十五号 (三) 中 「出納受付印」 を 「出納受付」 に、「次長」を「担当課」に、「課長」を「担当課」に改め、「印」を除く。

様式第四十五号 (四) 中 「支出命令権者印」 を 「支出命令権者」 に改め、「印」を除く。

様式第四十八号中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を除く。

様式第五十一号 (一) 及び様式第五十一号 (三) 中 「主幹 (主次長) 査 (主幹 (主次長) 主課長) 」 を 「主幹 (主次長) 査 (主課長) 」 に改める。

「幹 (主幹 (主課長) 主課長) 部 (主幹 (主課長) 主課長) 」 を 「出納受付印」 を 「出納受付」 に改める。

様式第五十四号 (一) 中 「主幹 (主次長) 査 (主幹 (主次長) 主課長) 」 を 「主幹 (主次長) 査 (主課長) 」 に改める。

「出納受付印」 を 「出納受付」 に改める。

様式第五十四号 (二) 中 「課 (所) 長印」 を 「課 (所) 長」 に改める。

様式第五十四号 (三) 中 「主幹 (主次長) 査 (主幹 (主次長) 主課長) 」 を 「主幹 (主次長) 査 (主課長) 」 に改める。

「出納受付印」 を 「出納受付」 に改める。

様式第五十四号 (四) 中 「課 (所) 長印」 を 「課 (所) 長」 に改める。

様式第五十五号中 「確認印 年月日」 を 「確認 年月日」 に改める。

様式第六十九号を次のように改める。

様式第七十号中「決定者印」を「決定者」に改める。

様式第七十三号の二(一)中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第七十三号の二(二)中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第七十三号の二(三)及び様式第七十三号の三(一)中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第七十三号の三(二)中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第七十三号の三(三)中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第八十一号中「㊦」を削る。

様式第八十二号(一) N o . 1 中
「

	混 合 欄
--	-------------

」
を削り、同様式の備考中5を削

り、6を5とする。

様式第八十二号(一) N o . 2 中
「

	混 合 欄
--	-------------

」
を削り、同様式の備考4を削る。

様式第八十二号(二) N o . 1 中
「

	混 合 欄
--	-------------

」
を削り、同様式の備考中5を削

り、6を5とする。

様式第八十二号(二) N o . 2 中
「

	混 合 欄
--	-------------

」
を削り、同様式の備考4を削る。

様式第八十二号(七) 中
「

	混 合 欄
--	-------------

」
を削り、同様式の備考を次のように改め

る。

備考 この様式により難いものにあつては、管財課長と協議の上、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第八十四号から様式第八十八号までの規定中「四」を削る。

様式第八十九号から様式第九十一号までを次のように改める。

行政財産使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

申請人 住 所

氏 名

(団体にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

行政財産を使用することについて許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする行政財産

(1) 名 称

(2) 所在地

(3) 分 類

(4) 数 量

2 使用目的

3 使用期間

4 使用責任者及び人員

5 添付書類

(1) 使用箇所図面

(2) 定款、決算書等 (新規の場合)

(3) その他

担当 (部署・氏名)

電 話 番 号

電子メールアドレス

公有財産貸付申込書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申込人 住 所

氏 名

公有財産の貸付けを受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 貸付けを受けようとする公有財産

(1) 名 称

(2) 所在地

(3) 分 類

(4) 数 量

2 使用目的

3 使用期間

4 添付書類

(1) 公図の写し

(2) 使用計画図

(3) その他

担当（部署・氏名）

電 話 番 号

電子メールアドレス

公有財産私権設定申込書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申込人 住 所

氏 名

公有財産に私権の設定を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 私権の設定を受けようとする公有財産

(1) 名 称

(2) 所在地

(3) 分 類

(4) 数 量

2 私権の種類

3 私権の設定目的

4 私権の対象となる公有財産の範囲

5 私権の存続期間

6 添付書類

(1) 公図の写し

(2) 登記事項証明書

(3) 実測図

(4) その他

担当（部署・氏名）

電 話 番 号

電子メールアドレス

様式第九十三号から様式第九十五号の二までを次のように改める。

普通財産売払申込書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申込人 住 所

氏 名

普通財産の売払いを受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 売払いを受けたい普通財産

(1) 名 称

(2) 所在地

(3) 分 類

(4) 数 量

2 使用目的

3 希望価格 平方メートル当たり 円

4 添付書類

(1) 公図の写し

(2) その他

担当（部署・氏名）

電 話 番 号

電子メールアドレス

普通財産譲与申込書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申込人 住 所

氏 名

普通財産の譲与を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 譲与を受けたい普通財産

(1) 名 称

(2) 所在地

(3) 分 類

(4) 数 量

2 譲与を受けようとする理由

3 添付書類

(1) 公図の写し（建物の場合は、平面図）

(2) 登記事項証明書

(3) その他

担当（部署・氏名）

電 話 番 号

電子メールアドレス

財 産 交 換 申 込 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申込人 住 所
氏 名

財産の交換をしたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 交換をしようとする申込人の財産

- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 分 類
- (4) 数 量

2 交換を受けようとする県の財産

- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 分 類
- (4) 数 量

3 交換する理由

4 交換後の利用計画

5 添付書類

- (1) 公図の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) その他

担当（部署・氏名）

電 話 番 号

電子メールアドレス

財 産 交 換 同 意 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

同意人 住 所

氏 名

県の財産との交換について、下記のとおり同意します。

記

1 交換をしようとする同意人の財産

- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 分 類
- (4) 数 量

2 交換を受けようとする県の財産

- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 分 類
- (4) 数 量

担当（部署・氏名）

電 話 番 号

電子メールアドレス

様式第九十六号及び様式第一百一号(二)中「圖」を削る。
様式第百四号中「㊦」を削る。

様式第百五号(二)から様式第百五号(七)までの規定中「圖」を削る。
様式第百六号の四(一)及び様式第百六号の四(二)中「照合印」を「照合者」に改める。

様式第百十一号(一)中「認印」を「課長」に改める。
様式第百十二号(三)から様式第百十二号(五)までの規定中「圖」を削る。
様式第百十六号(二)中「受領印」を「受領者」に改める。

様式第百十七号中
「歳入徴収権者」を「歳入徴収権者」に改める。
「歳入徴収権者」を「歳入徴収権者」に改める。

様式第百十八号(一)中
「支出命令印」を「支出命令権者」に改める。
「支出命令印」を「支出命令権者」に改める。

様式第百十九号中
「課所長印」を「課所長」に改める。
「課所長印」を「課所長」に改める。

様式第百二十一号(一)中
「裁判印」を「債権管理者」に改める。
「裁判印」を「債権管理者」に改める。

様式第百二十一号(四)中
「裁判印」を「裁判」に改める。
「裁判印」を「裁判」に改める。

様式第百二十一号(十三)中
「収納確認印」を「収納確認者」に改める。
「収納確認印」を「収納確認者」に改める。

様式第百二十一号(十五)中
「裁判印」を「債権管理者」に改める。
「裁判印」を「債権管理者」に改める。

様式第百二十一号(十七)を次のように改める。

様式第121号(17) 削除

様式第百二十一号(十八)中「裁判印」を「債権管理者」に改める。
「裁判印」を「債権管理者」に改める。

様式第百三十二号中
「受領者印」を「受領者」に改め、同様式の備考2中
「受領者印欄」を「受領者欄の記入」に改める。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。